

アメリカにおける反苦汗運動の発展と最低賃金法の成立： イギリスとの比較において

大野 威ⁱ

アメリカでは19世紀後半から女性労働者が顕著な増加をみせるが、その多くが非衛生的、長時間労働、低賃金の苦汗職場（sweatshop）で働いていた。1870-80年代、その改善をめざす反苦汗運動がはじまることになるが、イギリスでもほぼ同じ時期、同じ動きがはじまり、両国の反苦汗運動はその後バラレルに進んでいくことになる。アメリカについていえば、反苦汗運動はまずニューヨークで熟練工の葉巻製造者組合によってはじまるが、次第に消費者連盟など中上流階級の女性団体を中心としたものにかわっていく。そして、後者が中心となって最低賃金法の成立が進められることになる。その成果が1912年アメリカではじめてとなるマサチューセッツ州の最低賃金法であった。これが大きな契機となり1923年までに16州とワシントン特別区で最低賃金法が成立することになった。

キーワード：反苦汗、苦汗労働、最低賃金、消費者連盟、反苦汗連盟、アメリカ合衆国憲法修正第14条

目次

はじめに

1. 女性労働者の増加
2. イギリスにおける反苦汗運動
3. アメリカにおける反苦汗運動：最低賃金の成立まで
 - (1) 葉巻製造者組合による反苦汗キャンペーン
 - (2) 合衆国憲法修正第14条と契約の自由
 - (3) 消費者連盟による反苦汗運動
 - (4) マサチューセッツ州における最低賃金法の成立

はじめに

1912年、アメリカではじめての最低賃金法がマサチューセッツ州で成立した。これに大きな役割を果たしたのが、それまで反苦汗運動を担っていた消費者連盟などの女性団体であった。本稿は、アメリカで反苦汗運動がどのように生まれ、それがどのよう

にマサチューセッツ州の最低賃金法の成立につながっていったかを、同時代におけるイギリスの動きと比較しながら明らかにするものである。

1. 女性労働者の増加

アメリカ合衆国憲法（1787年起草、1788年成立、1789年施行）は、第2条で10年ごとに人口を算出し、下院議員と直接税を各州の人口に比例して配分すると規定している¹⁾。これをうけアメリカでは1790年から10年ごとに国勢調査がおこなわれている。国勢調査は1850年に15歳以上の男性の職業を調査項目に加え、1860年には15歳以上の女性について、1870年には年齢を問わず男女について職業を新たに調査項目に加えている（Hill 1929: 3）。

図1はこの国勢調査にもとづき1870年から1930年にかけての10歳以上の人口、労働者数、労働力率の推移を性別にあらわしたものである。図1からは

i 立命館大学産業社会学部教授

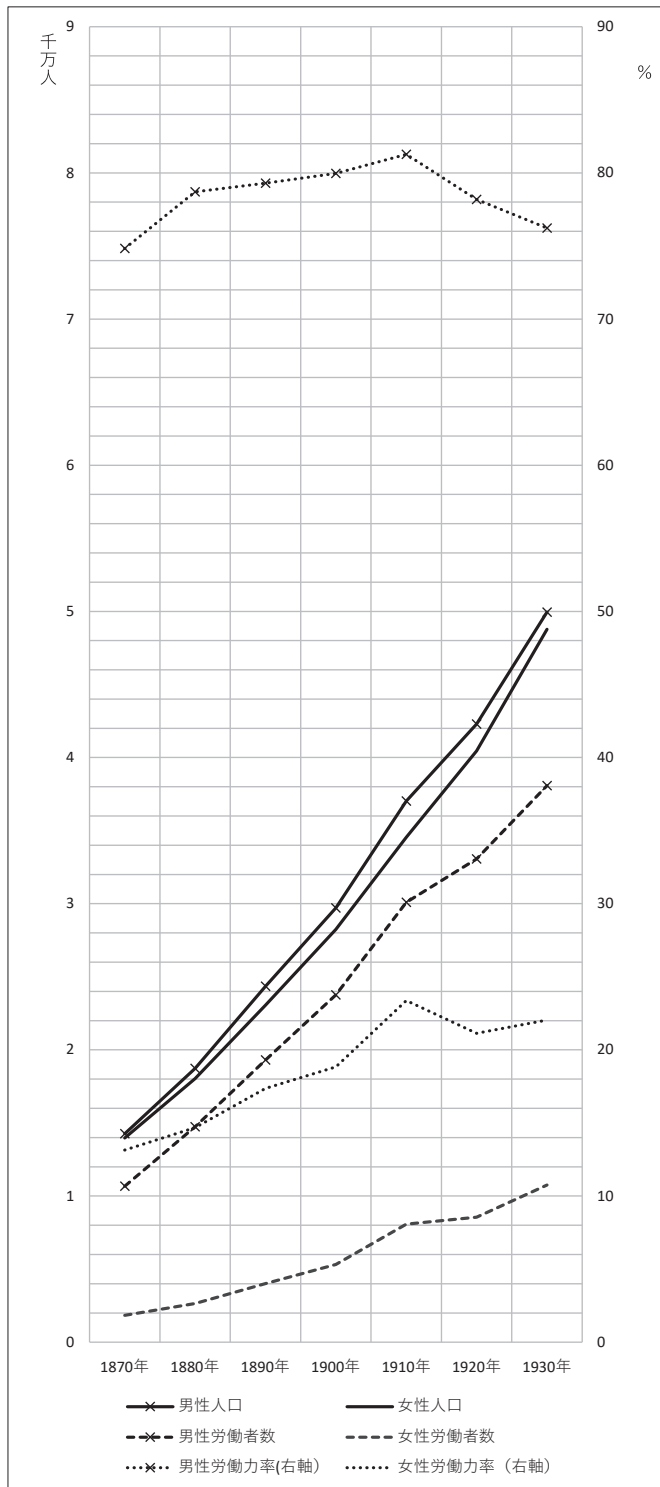


図1 性別にみた10歳以上の人口、労働者数、労働力率の推移
 データ出所: Bureau of Census 1933

1870年から1910年にかけて女性の労働力化が大きく進んだことをみてとることができる。具体的にいうと、1870年から1910年にかけてアメリカでは女性労働者数が183万6千人から807万6千人へと4.4倍に急増し、女性労働力率は13.1%から23.4%に10.3%増加している。一方、同期間、男性労働者数は1067万から3,009万2千人へ2.8倍の増加、男性労働力率は74.8%から81.3%に6.5%の増加にとどまっている。この結果、1870年から1910年にかけて労働者にしめる女性の割合は14.7%から21.2%へ6.5%増加し、1910年には労働者の5人に1人が女性という状況が生まれている (Bureau of Census 1933)。

2. イギリスにおける反苦汗運動

ところで、19世紀末から20世紀初頭にかけてイギリスやアメリカなどで苦汗職場 (sweatshop) とそこで働く女性労働者の境遇が社会の大きな関心を集めるようになる²⁾。苦汗職場とは、非衛生的な労働環境、健康的な生活を維持できない低賃金と長時間労働によって特徴づけられる職場のことで、低賃金で雇用できる女性労働者が多く働いていた³⁾。アメリカではイギリスの影響を受ける形で、こうした苦汗職場を規制しようとする社会運動—反苦汗運動—が盛んになり、それが最低賃金法の制定運動につながっていく。最初にイギリスの反苦汗運動の流れをみることにしたい。

イギリスで苦汗職場が社会の関心を集めるようになるのは19世紀半ばのことであった⁴⁾。1843年、トーマス・フード Thomas Hood は「シャツの詩 Song of the Shirt」を出版した。この詩は、夜更けまで縫い仕事を続けながら粗末な食事しかできない女性を詠んだもので、大きな反響をまきおこした。そして、この詩を大きなきっかけとしてイギリスでは、低賃金を強いられていた女性の針子や工場生産の進展により窮乏化する男性職人—仕立て職人など—の境遇に社会の大きな注目が集まっていった。1849年9月にはロンドンの新聞モーニング・クロニクル *The*

Morning Chronicle にヘンリー・メイヒューによる貧困の実態報告が掲載され、それ以降、2年間にわたる掲載がおこなわれている (Mayhew 1878)⁵⁾。もっとも、1850年代にはいって景気が拡大に向かうと人々の関心は徐々に薄れていった (Blackburn 2002)。

ところが1870年代、長い景気後退期 (1873-96年)に入ると、低賃金に苦しむ女性の家内労働者などにふたたび社会の関心が集まるようになっていく。ブラックバーンはこれを苦汗の「再発見」と呼んでいる (Blackburn 2002)。1864年と1867年に工場法が修正され、法律で指定する業種において小規模な作業所や家内労働の規制が可能となったが、法律上の不備や数多く存在する作業所を把握することの困難さなどから、ほとんど効果をあげることができなかった⁶⁾。こうしたことから、1888年、英貴族院は苦汗制度についての特別委員会 Select Committee on the Sweating System を立ち上げ調査をおこなうことを決定した。この特別委員会は291人の証言の聞き取りをおこない、衣服製造などで劣悪な労働環境や健康を維持できない低賃金がみられることを確認し、労働環境については工場監督官を増員するなどして工場法で対処すること、低賃金の問題については政府が政府調達において最低賃金を定め契約企業にそれを遵守させることなどを提言した (Select Committee on the Sweating System 1890: xlv-xlv)。そしてこの提言をうけ、英下院は1891年2月13日、中間搾取の「悪徳」をなくすため政府契約企業に下請けへの丸投げ sub-letting を禁止するとともに、それぞれの職業で一般的に受け入れられている賃金を保証するように求める公正賃金決議 the House of Commons Fair Wages Resolution 1891を全会一致で可決した (Agarwal 1969; Hargreaves 2019)⁷⁾。

また、これと前後するかたちで1889年にはチャールズ・ブースによるロンドンの貧困調査 *Life and Labour of the People* の第1巻が出版され、1901年にはベンジャミン・ラウントリーによるヨークの貧困調査 *Poverty: A Study of Town Life* (長沼弘毅訳、1959、『貧乏研究』ダイヤモンド社) の出版が続き、

労働者の貧困に社会の関心を向けるのに大きな役割をはたした⁸⁾。

そして1906年、最低賃金の法制化に決定的な役割をはたす苦汗産業博覧会が開催されることになる。これは、チョコレート商人でデイリー・ニュース紙の所有者でもあったジョージ・カドベリーが協力しておこなわれたもので、苦汗職場で作られた商品を、それを作った人の賃金とともに展示した。この博覧会は大きな反響を巻き起こし、同年、最低賃金法の成立をめざす反苦汗連盟 Anti-Sweating League が結成されることになった。反苦汗連盟は、それまで苦汗労働の改善をめざして運動してきた女性労働協議会 Women's Industrial Council、女性労働組合連盟 Women's Trade Union League、フェビアン協会 Fabian Society などとともに最低賃金法の成立に向け運動を展開していった (Waltman 2008; Hargreaves 2019)⁹⁾。

このような社会の動きにうながされ、1908年、英下院は家内労働特別委員会 Select Committee on Home Work を設置し、苦汗職場で働く労働者への大規模な聞き取りをおこなった。家内労働特別委員会は、「非常に多くの人々がごくわずかの賃金しか受け取らず、その結果、社会的、物質的、道徳的な健全さからは程遠い状況のもと生活している」(Select Committee on Home Work 1908: iv) ことを認めたとうえで、さまざまな理由から家庭から離れることができない人が多くいるため家内労働を禁止することは望ましくなく、同数の労使代表と中立の議長からなる審議会を設置して最低賃金を決めることを推奨している。これを受け、1909年、下院で圧倒的な多数を占めていた自由党のもと最低賃金法 The Trade Board Act 1909 が成立することになった。この法律は、特別委員会が推奨した審議会方式、罰則による強制を採用するものであったが、当初の適用業種は仕立て、紙箱製造、レース製造、チェーン製造の4つにとどまった¹⁰⁾。

3. アメリカにおける反苦汗運動： 最低賃金の成立まで

アメリカで苦汗労働が社会の大きな関心を集めるようになるのは、イギリスで苦汗が「再発見」された時期とかさなる1870年から80年代にかけてであった。イギリス同様、アメリカでもとくに家内労働者の非衛生的な労働環境、低賃金、長時間労働が人々の注目を集め、その改善をはかる動きが始まった。次にアメリカにおける反苦汗運動の流れをみることにしたい

(1) 葉巻製造者組合による反苦汗キャンペーン

反苦汗運動の先駆けとなったのは、ニューヨークの集合住宅 tenement で葉巻を生産する家内労働者を規制しようとする運動である。葉巻は、たばこの葉から茎を取り除き、その葉を幾重にもかさねて美しく成型して作られるもので、従来は一人の男性の熟練工によって全工程がおこなわれていた¹¹⁾。しかし、1873-7年の不況、それまでの熟練を不要とするモールド(葉巻の型押器)の発明と普及、女性が葉巻づくりに従事することが多かったボヘミア地方からの大量の移民などを背景に、低賃金の女性家内労働者への依存が進んでいくことになる (Abbott 1910; Boris 1994)¹²⁾。

こうしたなか、熟練工を中心とした葉巻製造者組合 Cigar Makers' International Union (CMIU) は集合住宅での葉巻生産を制限する条例の制定運動をはじめることになる。そのきっかけになったのは1877年に始まった大ストライキ the great strike の敗北であった。1877年8月、ニューヨークの5つの葉巻工場で1000本あたり4ドルから5ドルへの賃上げを求めてはじまったストライキは、他工場だけでなく集合住宅で働く家内労働者まで巻き込んだ大きなストライキに発展していった¹³⁾。このストライキは、CMIU ローカル144支部長で後にアメリカ労働総同盟 (AFL) 会長となるゴンパースを中心に CMIU の

支援を受けて展開されたが、1878年2月、組合は敗北宣言をおこなった。このストライキは家内労働者を労働組合に組織できる可能性を示すものであったが、CMIUの評価は異なった (Boris 1994)。ゴンパースは、組合に事前に相談することなく、ストライキ資金の残高など考えず無計画にストライキに入った集合住宅の家内労働者について、「その大多数は組合の状況を改善するのにまったく貢献することがなかった。彼らは自分たちを支えることができなかつただけでなく、我々の進歩を妨げた」(Gompers 1925: 147)と手ひどく批判している¹⁴⁾。

大ストライキの敗北とこのような総括にもとづいて始まったのが、集合住宅での葉巻の家内生産を禁止する条例制定運動であった。CMIUは家内労働者の組織化とその賃上げを目指すという選択をしなかつた¹⁵⁾。なお、こうした動きに対しニューヨークのローカル144では強い反対が巻き起こり、支部長選挙で反対派が勝利するということがおこっている。CMIU会長シュトラッサーが選挙を無効としたため、反対派はCMIUから分裂して進歩派組合ナンバーワン Progressive Union No. 1を結成。組合費を抑えたうえで集合住宅の家内労働者の組織化をおこない、組合員を急速に増加させていった (Commons 1921: 399-400)¹⁶⁾。ただ、こうした動きがCMIUの条例制定運動を変えることはなかつた。

CMIUは集合住宅での劣悪な労働条件を人々に伝える大規模なキャンペーンを開始するとともに、立法に向け州議員への働きかけを進めていった。表1は、この時期に調査、公表された調査結果をまとめたものである。キャンペーンでは、たばこの葉で一杯になった空調不備な部屋で子供を含む家族は寝食をするしかなく、そのような非衛生的な環境と長時間労働は女性と子供の健康に深刻な影響を及ぼすとともに、公衆へも危険を及ぼしていると訴えられた (Gompers 1925: ch. 8; Boris 1994: ch. 1)。

そして、CMIUの強い働きかけにより1883年、集合住宅での葉巻生産を禁止する条例がニューヨーク州上下両院で可決され、クリーブランド知事の署名

を得て発効することになった。ちなみに、この法律の成立には、後に共和党進歩派の大統領となるセオドア・ルーズベルト州下院議員が大きな協力をしている。もともとは自由放任主義 (レッセフェール) を信奉していたルーズベルトは、当初はこの法案に反対の立場であった。しかし、家内労働の実態を見た後に考えを改め、積極的に法案の成立に尽くすことになった。「私は法案に反対するつもりだった。(略) 法案はレッセフェールの政治的・経済的原則とは正反対であった。(略) しかし、問題となっている集合住宅地域を最初に訪れて、理論がどうあれ、実践的な常識 common sense として、見た状況を続けさせることがわかつたうえで投票することはできないと感じた。状況は、集合住宅の労働者家族が子供をアメリカ市民としての義務をまっとうできるように成長させることを不可能にするものであった。(略) 圧倒的多数の場合、1部屋か2部屋あるいは3部屋のアパートで、食べたり、寝たり、生活する部屋で、男女と子供が昼も夜も葉巻づくりをおこなっているのである」(Roosevelt 2017: 51-2)。この法律は、1884年、法律の技術的な問題からニューヨーク州最高裁判所 the Court of Appeal から一度は無効とされるが、CMIUの働きかけで同年すぐさま問題点を修正した法律が成立することになった (Gompers 1925: 196; Boris 1994: 39)¹⁷⁾。

しかしながら、1885年、ニューヨーク州最高裁判所は新しく制定された法律を州憲法違反と判断し、「その後、約半世紀間、家内労働の規制に大きな制約を課す障害」(Boris 1994: 21)となった。法律は、公衆の健康を改善するため、50万人以上の市 (ニューヨークとブルックリン) について、生活を目的とした住居で葉巻の生産をおこなうことを禁止し、違反者に10ドル以上100ドル以下の罰金または6か月以下の懲役あるいはその両方を科すというものであった¹⁸⁾。これに対し判決は、個人の自由と財産は公衆の安全を脅かす場合には、政府がそれを規制する警察権 Police Power が認められるが、葉巻生産が近隣住民や労働者の健康に害を与えるとは認められず、

表1 ニューヨークの集合住宅における葉巻の家内労働

会社名	家族数	一家族 当たりの 部屋数	月家賃 ドル	1000本 当たりの 賃金 ドル	1日の 労働時間
Leichenstein Bros	154	3	7-9.5	5.38-5.7	15-19
Rosenthal Bros	122	2	7-8.5	3.75-4.5	17-20
Sutro & Newmark	117	3	7.5-10.5	5.5-6	16-18
Kerbs & Spies	110	3	9-9.5	5.45-6	15-19
Geo. Bence	109	2-3	7-8	5-5.75	16-18
Simon Brothers	72	2-3	7.5-9.5	5.25-6	16-17
Samuel Josephs & Company	67	2-3	7-10	3.75-5	17-20
Mendel Brothers	64	2-3	7.5-9.75	5.5	15.5-17
Hirshhorn & Bendheim	47	3	8-9.5	5-6.25	16-18
Kaufman Brother & Bondy	46	3	8-9.5	5.25-5.75	17-19
Levy Brothers	44	2-3	6.75-9.5	5-6	16-17
Holzmann & Deutschberger	44	2-3	8-10.5	4.75-5.25	16-18
Frey Brothes	42	3	8-9.5	5.75	15-18
Wm. Heltmann	40	3	6.5-9.5	5-6	15-17.5
Foster & Hilton	40	2-3	8-11.5	4.25-5.35	16-18
Bondy & Schowtzkopf	36	3	9-10.5	4.5-5.5	16-17
Wm. Kitcher Co	30	3	7.25-9	5	18-19
Kaufman Brothers	30	3	8.75-9.25	5.75	14-17.5
A. Moonelis	29	3	10.5-11.5	4.5-5.5	17.5-18.5
M. Jacoby & Co	28	2-3	8-10	5-5.5	16-18
Bier & Company	26	2-3	3-10.5	5-6	16-18
Siverthan Co	24	2-3	7.5-9.5	4.5-5.5	16-18
H. Blakopf	18	2-3	7-9	4.25-6	16-18
Louis Asch	18	3	9.5-10.5	5-6	17-18
C. Heine	16	2-3	8-10.5	4.25-6	17-19
Lederer, Straus & Company	15	2	6.5-8	4-5	16-20
Domschy	6	2	7.5	5-5.5	16-17
合計	1427				

出所：Gompers (1926: 189) の表を一部改変
注：1881年のデータ（推測）。

法律は個人の自由と財産を保証した州憲法に違反すると結論づけた¹⁹⁾。この違憲判決をうけ、CMIUはこれ以降、家内労働を法律によって規制することをあきらめることになった（Gompers 1925: 197）。ところで、この判決は最低賃金法の成立に大きな影響を与える連邦最高裁判所の憲法修正第14条解釈ときわめて似通ったものとなっている。この問題抜きにアメリカの最低賃金を理解することはできないため、ここで連邦最高裁による憲法修正第14条解釈を整理しておくことにしたい。

(2) 合衆国憲法修正第14条と契約の自由

1868年に批准された合衆国憲法修正第14条は、適正な法手続きなしに市民の自由、財産を奪うことはできないとしている。連邦最高裁判所は19世紀末から次第に、この自由の「雇用契約の自由」が含まれると解釈するようになり、労働時間の上限を規制するといった労働者保護法はこの「自由」を侵害するものとして憲法違反と判断される傾向が強まってきた。このことを以下みていくことにしたい。

憲法修正第14条は、「どの州も合衆国の市民の特権あるいは免除権を制限する法律を作ったり、強制し

てはならない。またどの州も適正な法手続きによらなければ、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない」と規定している。この規定はもともとは南北戦争後、奴隷だった人々の権利が再び侵害されることがないように作られたものであった²⁰⁾。

しかし、その後、憲法修正第14条で保証される「自由」の範囲が広げられ、そこに雇用契約を含む契約の自由が含まれるとの解釈が定着していく。*Allgeyer v. Louisiana*, 165 U.S. 589 (1897) では、「この修正（憲法修正第14条）で述べられている『自由』は、投獄のような市民の単なる肉体的拘束からの自由を意味するだけでなく、その用語は自己のあらゆる能力を自由に享受する権利、それを合法的な方法で自由に用いる権利、思ったところに住み働く権利を含んでいる。すなわち、合法的な職業によって生計を立てること、生業あるいは職業に従事すること、それらの目的を成功裏に達成するために適切、必要、欠くことのできないあらゆる契約を結ぶ権利を含んでいる」と述べられている。このことは、労働時間や賃金など雇用契約にかかわる事項について、州政府がなんらかの制約—たとえば労働時間の上限や最低賃金の設定—をおこなおうとすると、憲法修正第14条に違反するか（自由の侵害に当たるか）否かという問題を生じさせることになった。

連邦最高裁判所は、憲法修正第14条で保証される契約の自由は絶対的なものでなく、公衆の健康を害する場合などには政府による規制、警察権の行使が可能との立場をとったが、どのような場合に制約が可能になるか一般的な規定を設けることは難しくケース・バイ・ケースで判断しなければならないとされた²¹⁾。ここから、労働時間の上限規制や最低賃金の設定といった労働者保護立法をおこなう場合、その内容が前例のない新規的なものであればつねに違憲訴訟を提起される可能性が生じることになった²²⁾。そして新しい内容について連邦最高裁がどのような判断を下すか、事前に予測することは容易ではなかった。

これをよく表しているのが *Holden v. Hardy* (1898) と *Lochner v. New York* (1905) のケースである。ユタ州は1896年、炭鉱労働者の労働時間を1日8時間に制限し、制限を超えて労働者を働かせた者に罰金を科す法律を制定した。連邦最高裁はこの法律は特別危険な労働環境において労働者の健康を保護することを目的としたもので、正当な警察権の行使であり憲法修正第14条に違反しないと判断を下した²³⁾。

しかしその7年後、ニューヨーク州は概して空調が不備でその劣悪な労働環境が問題視された製パン所の労働時間を1日10時間、週60時間に制限し、それを超えて労働させた者に罰金を科す法律（the Bake Shop Act）を制定（1905年）した。これに対し、連邦最高裁は製パン所の労働は特別危険なものと認められず、ニューヨーク州が制定した法律は憲法修正第14条に違反しているとする判断を下した²⁴⁾。

このように労働時間の制限について連邦最高裁の判断が分かれるなか、1908年に、その後のアメリカの最低賃金法の適用対象を女性と年少者に限定することにつながる重要な判決が下されることになった。1903年、オレゴン州は工場やクリーニング業（laundry）で雇用される女性を1日10時間より長く働かせることを禁止し、違反者に10ドル以上25ドル以下の罰金を科す法律を制定した。これに対し連邦最高裁は1908年、女性は男性とは異なった（劣った）身体機能をもっているため、また母性保護の観点から特別な保護を必要とするため、オレゴン州の法律を警察権の正当な行使であり、憲法修正第14条に違反しないと判断を下した²⁵⁾。

この判決は、労働時間の規制が憲法修正第14条に違反しない根拠として、女性や年少者が成人男性に劣り、特別な保護を必要としていることをあげている²⁶⁾。この判決は、女性や年少者を対象とした労働者保護立法が広く合憲とされる可能性を示唆する一方、一般の成人男性を対象とした労働者保護立法は合憲の根拠を欠き憲法修正第14条違反と判断される

可能性が高いことを示唆するものであった。この判決により、この後に各州で制定される最低賃金法は違憲と判断されるのを回避するため、そのすべてが適用対象を女性と年少者に限定することになるのであった。

(3) 消費者連盟による反苦汗運動

ここで再び反苦汗運動に話を戻したい。上述のように熟練工を中心とした労働組合によって始まった反苦汗運動は、その後、消費者連盟 Consumers' League や女性労働組合連盟 Women's Trade Union League といった中上流階級の女性団体を中心としたものへ変わっていき、後者が最低賃金法の成立で中心的な役割をはたすことになる (Hart 1996)。以下、消費者連盟を中心にその起源と運動拡大の様子をみていくことにしたい。

アメリカで最初の消費者連盟はニューヨークで誕生している。その母体となったのは勤労女性協会 Working Women's Society であった。女性労働者の劣悪な労働条件の改善を志向するニューヨークの勤労女性協会の女性たちは、1889-90年にかけてデパートで働く女性労働者の実態調査をおこない、低賃金、長時間労働の実態を明らかにした。そして1890年5月、多数の参加者のもとその報告会がおこなわれ、労働者を公正に扱っている店舗をホワイトリストに載せ、それを消費者に広報するための委員会を設立することが決議された。この委員会は、イギリスでできたばかりの消費者連盟をモデルとし、その名もイギリスと同じ消費者連盟とすることを決定。翌1891年1月に正式に発足した²⁷⁾。これがアメリカにおける消費者連盟のはじまりである。

消費者連盟はその憲章において、商品を扱う労働者の境遇に関心なく、ただ安い商品を買う消費者は労働者の劣悪な労働環境に責任があるとしたうえで、労働者を公正に扱っている小売り業者のホワイトリストを作成し、消費者にその購買を呼びかけることで女性労働者の賃金、労働時間の改善を目指すとしている²⁸⁾。ホワイトリストの基準は具体的には、(1)

経験を積んだ労働者で週6ドル、キャッシャーの場合で週2ドル以上、(2)労働時間は朝8時から夕方6時まで昼食30分を挟んで9時間30分以下、(3)夏季には最低1週間の有給休暇、(4)残業代の支払い、(5)仕事をする部屋と休憩、食事をする部屋の分離、(6)販売員用の椅子があり、その使用を許可、(7)14歳未満の児童労働者の不在などとされた。消費者連盟は、ホワイトリストを新聞に公表するほか、人目につく場所にリストを貼って広報をおこなった (Nathan 1926: 15-27)。この後、多くの州で消費者連盟が結成され、1899年、各地の消費者連盟をたばねる全国消費者連盟 National Consumers' League が結成されることになる。この全国消費者連盟は、衛生的な環境で労働者を公正に扱っている製造業者の製品にホワイトラベルを貼る運動を全国で展開していくことになる²⁹⁾。このようなアメリカの消費者連盟の活動は欧州にも伝わり、フランス、スイス、ドイツ、ベルギーなどでも消費者連盟が結成されている (Nathan 1926: ch. V)。

(4) マサチューセッツ州における最低賃金法の成立

1908年、全国消費者連盟が最低賃金法の制定に乗り出す転機となるできごとがあった。それは、スイスのジュネーブでおこなわれた消費者連盟の第1回国際大会である。この国際大会には全国消費者連盟から副会長ナサンと総書記長フローレンス・ケリー Florence Kelly が参加したが、大会にはアメリカ、フランス、スイス、ドイツの消費者連盟のほかイタリア、イギリスから賛同者が参加した。このときイギリスから参加したのが前述の反苦汗連盟で、イギリスにおける最低賃金法成立に向けた動きをケリーたちに詳しく伝えた。イギリスの動きを知り、最低賃金法は女性の低賃金を改善するためホワイトラベル以上に有効な方法と考えた全国消費者連盟は翌年から法案作成の研究・準備に入り、それ以降、最低賃金法の成立を目指す活動を全国で始めることになる (National Consumers' League 1910; Kelley 1913)。イギリスでの最低賃金法の成立などもあり、1911年

には熟練工組合から排除されがちな女性労働者の組織化を進めていた全国女性労働組合連盟 National Women's Trade Union League が大会で最低賃金法の推進を決議するなど、最低賃金法制定へ向けた動きは消費者連盟以外の団体にも急速に広がっていった (Bayer 1929: 56; Commons 1935: 507)³⁰⁾。

こうしたなか、アメリカで最初に最低賃金法を成立させたのがマサチューセッツ州である。マサチューセッツ州は労働者保護法のパイオニアで、1874年には女性労働者の労働時間を1日10時間に制限する強制力のある法律を制定し、1911年にはそれを週54時間にまで強化していた (Hart 1994: 67)。こうした土壌が前例のない最低賃金法の成立を可能にしたと考えられる。

マサチューセッツ州で最初に最低賃金法の成立を訴えたのはボストン女性労働組合連盟であった。1910年12月におこなわれたボストン女性労働組合連盟の大会で、全国消費者連盟総書記ケリーによる最低賃金についての報告がおこなわれ、消費者連盟や労働組合と協力して最低賃金法を成立させるための委員会を設立することが決まった。そして1911年2月までに、この委員会に女性労働組合連盟、消費者連盟、児童労働委員会 Child Labor Committee、ボストン中央労働組合 Central Labor Union of Boston、アメリカ労働法制協会 American Association for Labor Legislation、女性教育労働組合 Women's Educational and Industrial Union などが参加した (Beyer 1929: 55-56)。

この委員会は1911年、州議会に対して最低賃金法の利点や女性と未成年者の賃金を調査する委員会の設置を求める請願書を提出。1911年5月、マサチューセッツ州議会は女性と未成年者の賃金を調査する最低賃金審議会に関する委員会 Commission on Minimum Wage Boards (以下、最賃委員会) を設置することに合意した。この最賃委員会にはわずかな予算しかついておらず成果が危ぶまれたが、委員に任命されたエリザベス・エバンス Elizabeth Evans は自宅を事務所として提供するとともに寄付金を集

め精力的に調査をおこなった (Beyer 1929: 58; Hart 1994: 69)。

調査は、時間と費用の制約から小売り、お菓子製造、クリーニングの3業種に限定し6,900人の女性労働者の賃金、4,672人分の家計データを収集した。これに1908年に州の統計局が発表した綿業の女性労働者8,378人のデータを加えて報告書が作成された。表2はこの結果である。週6ドル未満の労働者の比率は、お菓子製造業で65.2%、小売りで29.5%、クリーニングで40.7%、綿業で37.9%となっており、全体で38.9%の女性労働者が単独での生活維持が難しい6ドル未満の低賃金の状態にあることが示されている。1912年1月、最賃委員会はこうした調査結果をふまえ議会に対しイギリスをモデルとした最低賃金法の制定を推奨する報告書を提出している (Massachusetts Commission on Minimum Wage Boards 1912)。なお、この時期にはこれ以外にも女性労働者の実態調査が数多く公表され、女性労働者の劣悪な労働環境に社会の関心を集めるのに大きな役割をはたしている。代表的なものをあげると、1910年から11年にかけて連邦労働局 Federal Bureau of Labor は女性と未成年者の状況について詳細な調査を実施し、その結果を1910年から13年にかけて19巻のレポートとして公表している。この調査では、女性労働者の大多数が生活維持が難しい週6ドル以下の低賃金におかれていること、具体的には綿業、男性既製服、ガラス製造、絹製造の4産業では16歳以上の女性労働者の約4割から7割、デパートでは約3割が6ドル以下の賃金となっていることなどが明らかにされている (Bureau of Labor Statistics 1910-13)。またこの時期にはシカゴ学派第1世代を中心に女性の労働実態を明らかにする社会学的調査が数多くおこなわれている³¹⁾。代表的なものとしては、Butler (1909)、Abbott (1910)、MacLean (1910)、Bosworth (1911) などがある。こうした調査は、イギリスにおけるチャールズ・ブースの貧困研究などから強い影響を受けていたことが知られている (大野 2003)。

表2 18歳以上の女性労働者の週給分布 (%)

	4ドル未満	4-4.99ドル	5-5.99ドル	6-6.99ドル	7-7.99ドル	8ドル以上	人数
お菓子製造	16.2	24.8	24.2	17.1	10.8	6.9	1,218
小売り	3.1	7.1	19.3	8.4	12.5	39.6	2,861
クリーニング	2.7	13.4	24.6	19.4	15	24.9	847
綿業	12.4	10.6	14.9	15.1	13.8	33.2	6,933
全体	9.9	12.3	16.7	16.4	13.3	31.4	11,859

出所：Massachusetts Commission on Minimum Wage Boards 1912: 10

そして、最賃委員会の報告をうけマサチューセッツ州議会での審議が開始された。最賃委員会が提案した法案はイギリスをモデルとしたもので、最低賃金委員会 Minimum Wage Commission を設立して必要生計費を満たせない職業を見つけだし、その職業の労使代表および公益代表からなる審議会 Wage Board において最低賃金額を決定するというもので、違反者に10ドル以上50ドル以下の罰金あるいは10日以上3か月以下の懲役を科すというものであった (Massachusetts Commission on Minimum Wage Boards 1912: 28-33)。ヒアリングでは経営者団体から法案への強い反対意見が提出されるが、ローレンスで発生した大きなストライキが審議に大きな影響を与えることになった。

前述のようにマサチューセッツ州では1911年に女性労働者の労働時間を週54時間に制限する法律が成立し、その適用が1912年1月1日からはじまった。ところがローレンスの綿、羊毛工場では、時短に比例するかたちで賃金支給額が減額となったことから1月11日に一部の工場でストライキが発生。それが周りの工場に波及し、3日間のうちに25,000人を超えるストライキに発展した。ストライキの直接の原因は時短による手取りの減少であったが、もともとの低賃金がストライキの背景にあった。ストライキは世界産業労働組合 Industrial Workers of the World (IWW) によって主導され、同年3月、企業側が5-20%の賃上げに合意したことで終結した (Lahne 1944: 196-198)。この出来事は低賃金を解決する必要性を示すもので法案賛成議員の増加につながった (Beyer 1929: 60)。こうしたなか、法案を成立させ

るため罰則、懲役をなくし、そのかわり違反企業名を公表するという法案修正がおこなわれ、両院で議論なく可決された。これにウォルシュ知事が署名し、1912年、アメリカではじめての最低賃金法が成立することになった。マサチューセッツ州で最低賃金法が成立したことは他州に大きな影響を与え、1923年までに16州とワシントン特別区で最低賃金法が成立することになる。その経緯については別の機会に改めて論じることにはしたい。

注

- 1) 憲法第2条では、下院議員と直接税の配分に使う人口数には自由人 (free Persons) と年季奉公人 (those bound to Service for a Term of Years) が含まれるが、納税義務のないアメリカ先住民 (Indians not taxed) は除き、それら以外の者 (all other Persons) 一奴隷のことは3/5人としてカウントするとされていた。この規定は南北戦争後の1868年、憲法修正第14条によって廃止されるまで存続した。
- 2) sweatshop の訳語として近年、「搾取工場」(王 2013) が使われることもあるが、本稿では従来の訳語「苦汗 (くかん)」を使用する。
- 3) 英貴族院が設立した苦汗制度についての特別委員会の5次報告書 (1890年) は苦汗 sweating の性格を「1 労働者の必要を満たすのに不十分あるいはおこなわれた労働について不釣り合いな賃率, 2 過度な労働時間, 3 労働が遂行される建物の不衛生な状態」(Select Committee on the Sweating System 1890: xlii) とまとめている。
- 4) 「18世紀に苦汗 (労働) が知られていなかったわけではないが、深刻な社会問題と認識されるよう

- になったのは19世紀半ばであった」(Blackburn 2002: 25)。カッコ内は引用者補足。
- 5) 苦汗労働が大きな問題になった1840年代には、工場法の重要な修正がおこなわれている。1844年には、繊維工場で働く18歳未満の年少者に対する保護が女性に拡大され、両者とも深夜業(午後8時30分から午前5時30分)が禁止されるとともに、1日の労働時間の上限が12時間とされた。さらに1847年には、繊維工場で働く年少者と女性について、1日の労働時間の上限を10時間とする工場法の修正がおこなわれた。しかし、これらの法律対象は繊維工場に限定され、本文で述べた家内労働者にまで規制がおよぶことはなかった(戸塚秀夫 1966; ハチンズ・ハチソン 1976)。
 - 6) 1864年(Factory Acts Extension Act, 1864)には、工場法の適用範囲を繊維産業から黄燐マッチ、雷管、薬莖、紙染色等に拡大する修正がなされた。また1867年(Factory Acts Extension Act, 1867)には、工場法の適用範囲を、さらに製紙、ガラス、タバコ、印刷、製本および50人以上のすべての工場に拡大する修正がおこなわれた。どちらの法律でも、指定した業種については人数の規定がなく、小規模な作業所や仕事がおこなわれる家庭住居や部屋まで規制を及ぼすことが可能であった。しかし、このような対象拡大に対応するため、作業所の監督責任を地方衛生局に負わせたことがうまく働かなかったことや作業所を把握する困難さなどから、結局、作業所の規制条項はほとんど「死文」状態となった(ハチンズ・ハチソン 1976: 第11章)。
 - 7) 公正賃金決議は1909年に罰金を設けるなどの改訂、1946年には経営者団体と労働組合の合意した協約がある場合は政府契約企業にそれを遵守する義務を課す改訂がなされ、その後長く適用が続いた(Agarwal 1969)。しかし、1983年、公正賃金決議は保守党政権によって無効化された(Hargreaves 2019)。
 - 8) *Life and Labour of the People* は初版のタイトル。第2版でタイトルが *Life and Labour of the People in London* に変更され1903年までに全17巻が刊行された。
 - 9) 女性労働協議会および女性労働組合連盟については大森(1990)、松浦(1990)に詳しい。
 - 10) ウォルトマンは、法案上程の責任者であったウインストン・チャーチル商務大臣はより広範な人々に最低賃金を適用することを考えていたが、法案成立を危ぶんだ反苦汗同盟からより穏健な法案をうながされ適用が4業種になったとしている(Waltman 2008: 48)。なおイギリスの最低賃金制度の代表的な解説として黒川(1958)、藤本(1961)をあげることができる。
 - 11) アボットは、1810年に設立されたアメリカ最初の葉巻工場では女性しか雇用されていなかったこと、1832年に調査に回答したマサチューセッツ州の10の葉巻工場では、238人の女性、48人の男性、9人の子供が働いていたことなどを指摘し、葉巻製造では最初から男性が主力だったわけではないとしている。当時、男性の賃金は1日1ドルから1ドル半、女性の賃金は1日40-45セントが普通だった。そのうえでアボットは、最初はキューバ、後にはドイツなどから葉巻生産に熟達した男性移民が流入し、高級な輸入品に対抗する必要から女性労働者に代わっていったとしている(Abbott 1910: 192-4)。
 - 12) アボットは、1870年から1880年まで2千人から3千人の女性が自宅で葉巻を生産していたとする葉巻製造者組合の推計、1877年にニューヨークの葉巻生産のおよそ4/5が集合住宅で生産されたとするサン紙の推計を自著で紹介している(Abbott 1910: 200-1)。
 - 13) ニューヨークタイムズは、集合住宅の家内労働には1000本あたり2ドルから3ドルが支払われていると伝えている('Strike of Cigar-Makers,' *New York Times*, August 29, 1877)。
 - 14) ストライキ中、約千家族が集合住宅から立ち退きを受けたが、家族には住居が確保されたほか毎日パンと肉が配達された。ストライキの費用は総額48,476.39ドルに達した。なお、ストライキ中、数千の人々が組合に加入したが、ストライキ終結後に残ったのは100人余りに過ぎなかった(MacNeil 1892: 603)。
 - 15) イギリスにおいても家内労働を廃止し、工場法の規制が及びやすく労働組合が利益を代表しやすい工場での雇用に移行させるのが、雇用条件の向

- 上のみならず生産性の向上という点でも望ましいという考えが広くみられた (Webb 1938: 180-1)。これに対し、本文前述のように家内労働特別委員会は、育児などさまざまな理由で家庭でしか働けない人々が多くいるという理由から最低賃金による家内労働者の賃金の底上げが望ましいという結論を導いているが、それは20世紀に入ってからのものであったことには注意が必要である。
- 16) 1885年12月、進歩派組合ナンバーワンの一部はCMIUと再統合した (Commons 1921: 400)。
- 17) 法律のタイトルでは、その対象として集合住宅だけ言及されていたが、実際の法律では寝食をおこなう場所での葉巻製造を禁止するとなっており、一般の住居もその規制対象となる内容となっていた。ニューヨーク州最高裁は、このタイトルと内容の不一致を州憲法違反として同法の無効を言い渡した ('Tenement Cigar-Making: The Law against It Declared Unconstitutional,' *New York Times*, January 29, 1884)。
- 18) *Jacobs, In Re* 98 N.Y. 103, 104 (1885).
- 19) *Jacobs, In Re* 98 N.Y. 108, 112-5 (1885).
- 20) *Slaughterhouse Cases*, 83 U.S. 37 (1872) では、合衆国憲法修正第13条、第14条、第15条について「これら3つの最近の憲法修正の主な目的は、アフリカ系人種の自由、その自由の確保と永続性、以前にかれらを奴隷として保持していた白人の抑圧からの保護にある」と述べられている。
- 21) *Allgeyer v. Louisiana*, 165 U.S. 579, 585 (1897).
- 22) アメリカで最初に労働時間の上限を定めたのはニューハンプシャー州 (1847年)、ペンシルベニア州 (1848年) であったが、これらは強制力をもたなかった。強制力をもった労働時間規制法は1874年のマサチューセッツ州で初めて制定され、女性の労働時間を週60時間に制限した。1900年までに26%の州で女性、年少者などを対象に労働時間を規制する法律が作られている (Kukathas 2010: 14)。
- 23) *Holden v. Hardy*, 169 U.S. 366 (1898).
- 24) *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905).
- 25) *Muller v. Oregon*, 208 U.S. 412 (1908) は、「女性の肉體構造、母性機能は、女性を男性より不利な立場にしており、男性と法律上異なった扱いをすることを正当化する」と述べたうえで、「強健な子孫に健康な母親は不可欠なため、女性の肉體的な健康を保持することは公益の目的にかなう。女性の労働時間を規制することは、州の警察権の範囲内にある」と述べている。
- 26) *Muller v. Oregon*, 208 U.S. 421 (1908) は連邦レベルで女性参政権がまだ確立していなかった当時の状況を反映し「歴史は、女性が常に男性に依存してきたことを明らかにしている。男性は最初に、女性より優れた肉體的強さによって (女性に対する) 支配を確立し、その後、強さを弱めながらも様々なかたちでこの支配を現在まで維持してきている。裁判所は、年少者同様—まったく同じ程度とは言えないが—、女性は、その権利を保持するため特別な扱いを必要とするのみなしてきた」と述べている。
- 27) イギリスの消費者連盟は、アメリカのように発展することができず1899年までに事実上消滅した (Nathan 1926: 23, 89)。
- 28) ここまでの記述から明らかのように、アメリカの反苦汗運動は早い時期から製造業 (家内工業、工場) とデパートなど小売業の両方を含めて展開されており、この点でイギリスと少し異なったものとなっている (Hart 1994: 65)。このようなことから、1899年、ニューヨーク消費者連盟会長モード・ナサン Maud Nathan はアメリカで小売業の労働者がどのような保護をうけているか説明するため訪英し、貴族院で報告をおこなっている (Nathan 1926: 89-91)。この報告後、英議会で女性の小売り販売員3人につき1つ以上の椅子を用意することを義務づける Seats for Shop Assistants Act of 1899が成立し、1回目の違反には罰金3ポンド以下、2回目以降の違反には1ポンド以上5ポンド以下の罰金が科せられることになった。
- 29) ホワイトラベルを最初に編み出したのは1897年に結成されたマサチューセッツ州の消費者連盟と思われる。マサチューセッツ州の消費者連盟は、工場監督官の記録の調査と労使への聞き取りをおこない、衛生的な環境で、工場法の違反がなく、残業の要求がなく、16歳未満の年少者を使用していないと確認できた製造業者の製品に消費者連盟の作ったホワイトラベルを貼ることを認めた。この

方法は全国消費者連盟に取り入れられ、1916年には68工場の製品に適用されている (Nathan 1926: 70, 173-4)。

- 30) 女性労働組合連盟は1909年大会で8時間労働制、深夜業の廃止、男女のトイレの分離、椅子の使用の許可、産前産後2か月間の労働禁止、女性工場監督官の増員などとともに苦汗職場への最低賃金の導入をめざすことを目標として採択しているが、これら目標達成のための具体的な行動方針は示されないままとされている (Jacoby 1994: 121-2)。
- 31) シカゴ学派第1世代は消費者連盟と深い関係をもっていた。この点については大野 (2003) 参照。

引用文献

- Abbott, Edith, 1910, *Women in Industry: A Study in America Economic History*, Arno & the New York Times.
- Agarwal, Vinod, 1969, 'Fair Wages Condition in United Kingdom Government Contracts,' *Journal of the Indian Law Institute*, Vol. 11
- Beyer, Clara, 1929, *History of Labor Legislation for Women in Three States*, United States Government Printing Office.
- Booth, Charles, 1889, *Life and Labour of the People Vol. 1 first edition*, Williams and Norgate.
- Boris, Eileen, 1994, *Home to Work: Motherhood and the Politics of Industrial Homework in the United States*, Cambridge University Press.
- Bosworth, Louis, 1911, *Living Wage of Women Workers: Study of Income and Expenditures of Four Hundred and Fifty Women in the City of Boston*, Longmans, Green & Co.
- Bureau of Census, 1933, *Fifteenth Census of the United States 1930 Vol. IV: Population*, United States Government Printing Office.
- Bureau of Labor Statistics, 1910-13, *Report on Condition of Woman and Child Wage-Earners in the United States*, 19 volumes, Government Printing Office.
- Butler, Elizabeth, 1909, *Women and the Trades: Pittsburgh, 1907-1908*, Charities Publication Committee.
- Commons, John et al., 1918, *History of Labour in the United States vol. II*, MacMillan.
- Commons, John et al., 1935, *History of Labor in the United States, 1896-1963 vol. III*, MacMillan.
- 藤本武, 1961, 『最低賃金制度の研究』, 日本評論新社.
- Gompers, Samuel, 1925, *Seventy Years of Life and Labour vol. I*, E. P. Dutton & Co., Inc.
- Hargreaves, Robert, 2019, *The Development of Minimum Wage Legislation in the United Kingdom*, Austin Macauley Publishers
- Hart, Vivien, 1994, *Bound by Our Constitution: Women, Workers, and the Minimum Wage*, Princeton University Press.
- ハチンズ・ハチソン (大前朝朗他訳), 1976, 『イギリス工場法の歴史』, 新評論 (Hutchins, B. L. and Amy, Harrison, 1911, *A History of Factory Legislation 2nd edition*, P.S. King & Son)
- Jacoby, Robin, 1994, *The British and American Women's Trade Union Leagues, 1890-1925: A Case Study of Feminism and Class*, Carlson Publishing Inc.
- Kelley, Florence, 1913, 'The Present Status of Minimum Wage Legislation,' National Consumers' League.
- Kukathas, Uma ed. 2010, , *The Minimum Wage*, Greenhaven Press.
- 黒川敏雄, 1958, 『最低賃金制論』, 青木書店.
- Lahne, Herbert, 1944, *The Cotton Mill Worker*, Farrar & Rinehart, Inc.
- MacLean, Annie, 1910, *Wage-Earning Women*, Macmillan.
- Massachusetts Commission on Minimum Wage Boards, 1912, *Report of the Commission on Minimum Wage Boards*.
- 松浦京子, 1990, 「世紀転換期イギリスにおける家内労働問題と女性労働者」, 『待兼山論叢 史学編』24.
- McNeil, George (ed.), 1892, *The Labor Movement: The Problem of Today*, M. W. Hazen.
- Mayhew, Henry, 1878, *Labour and the Poor: The Metropolitan Districts vol. I*, Ditto Books
- Nathan, Maud, 1926, *The Story of Epoch-Making Movement*, Doubleday, Page & Company.

- National Consumers' League, 1910, *The Work of the National Consumers' League: During the Year Ending March 1, 1910*, The American Academy of Political and Social Science.
- National Industrial Conference Board, 1927, *Minimum Wage Legislation in Massachusetts*, National Industrial Conference Board, Inc.
- 大森真紀, 1990, 「女性労働協議会 1894-1919: The Women's Industrial Council」, 『立教経済学研究』43巻3号.
- 大野威, 2003, 「忘れられた参与観察のバイオニア: 社会改革とマクレーンの参与観察」, 武川正吾他編著『現代社会学における歴史と批判 (下巻)』, 東信堂.
- Roosevelt, Theodore, 2017, *An Autobiography by Theodore Roosevelt*, Independently Published.
- Rowntree, Seebohm, 1901, *Poverty: A Study of Town Life*, Macmillan. (長沼弘毅訳, 1959, 『貧乏研究』, ダイヤモンド社)
- Select Committee on Home Work, 1908, *Report from the Select Committee on Home Work, together with the Proceedings of the Committee: Minutes of Evidence, and Appendix*, Vacher and Sons.
- Select Committee on the Sweating System, 1890, *Fifth Report from the Select Committee of the House of Lords on the Sweating System: Together with an Appendix, and Proceedings of the Committee*, Henry Hansard and Son.
- 戸塚秀夫, 1966, 『イギリス工場法成立史論』, 未来社
- Waltman, Jerold, 2008, *Minimum Wage Policy in Great Britain and the United States*, Algora.
- Webb, Beatrice, 1938, *My Apprenticeship Vol. 2*, Longmans.
- 王志平, 2013, 「中国におけるグローバル企業の労働CSRの現状と問題点—ウォルマートの玩具サプライヤー工場の労働基準を中心に—」, 『経済と経営』第43巻2号

Anti-Sweating Campaign and the First Minimum Wage Law in the United States: Compared to the United Kingdom

OHNO Takeshiⁱ

Abstract : Female workers rapidly increased during the last decades of the 19th century in the United States and many of them worked at sweatshops where unsanitary environments, long working hours, and low wages prevailed. In the 1870s-80s, anti-sweating campaigns started and made progress in the United States, as in the United Kingdom. In the United States, the first anti-sweating campaign started in New York as the anti-tenement work campaign by the Cigar Makers' International Union, which organized mainly skilled male workers. Then upper- and middle-class female anti-sweating organizations such as the National Consumers' League assumed this role and made progress toward enactment of the minimum wage law. As a result, in 1912, the first minimum wage law in the United States was enacted in Massachusetts, followed by 15 states and Washington D.C. by 1923.

Keywords : anti-sweating, sweatshop, minimum wage, Consumers' League, Anti-Sweating League, Fourteenth Amendment to the United States Constitution

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University

